

議第93号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」を

「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」
に改める。

第2章の2 事業者（第3条の2）」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 事業者

（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の
指定に関する基準）

第3条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、
法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年11月27日提出

三島市長 豊岡 武士